

近世真継家配下鑄物師人名録 (2)

笹本正治

越中国

射水郡高岡金屋町

藤田四郎右衛門〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

文化一三年八月〔許〕

嘉永三年一月〔許〕

嘉永五年九月〔許〕

明治三年四月〔許〕

藤田甚兵衛〔名〕・〔控〕・〔由〕

文政一一年七月〔許〕

嘉永五年九月〔許〕

万延二年正月〔許〕

藤田平兵衛〔名〕・〔控〕・〔由〕

嘉永五年一月〔許〕

安政二年一月〔許〕

藤田勘右衛門〔由〕

万延元年八月〔許〕

藤田善之助〔由〕

万延元年八月〔許〕

藤田平右衛門〔控〕・〔由〕

嘉永五年九月〔許〕

文久二年二月〔許〕

藤田次三郎〔由〕

慶応三年二月〔許〕

藤田又兵衛〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一一年七月〔許〕

安政四年九月〔許〕

慶応元年一月〔許〕

藤田又右衛門〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一三年正月〔許〕

弘化三年一〇月〔許〕

嘉永五年九月〔許〕

安政四年九月〔許〕

藤田重右衛門〔名〕・〔控〕・〔由〕

弘化四年一〇月〔許〕

嘉永五年九月(許)

慶応元年一月(許)

藤田源右衛門 [名]・[控]・[由]

天保二年一月(許)

嘉永五年九月(許)

藤田吉郎右衛門 [控]・[由]

安政四年九月(許)

藤田久兵衛

慶応元年一月(許)

藤田勘右衛門 [由]

慶応元年一月(許)

藤田治郎兵衛 [名]・[控]・[由]

藤田藤兵衛 [名]・[控]・[由]

慶応元年一月(許)

藤田又吉 [名]・[由]

藤田甚之助

万延元年八月(許)

藤田仁右衛門 [名]

藤田兵四郎 [名]

天保二年一〇月(許)

藤田兵右衛門 [姓]

金森久左衛門 [名]・[控]・[由]

文政二年七月(許)

嘉永五年九月(許)

金森弥兵衛 [名]・[控]・[由]

天正二年九月(口宣案・藤原朝臣国友越中目)

弘化二年八月(許)

文久二年二月(許)

金森藤左衛門 [名]・[控]・[由]

文政七年九月(許)

天保二年七月(許)

嘉永三年一月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応三年二月(許)

金森藤右衛門 [名]・[由]

文政七年九月(許)

天保二年七月(許)

慶応三年二月(許)

金森与四兵衛 [名]・[控]・[由]

嘉永三年一月(許)

嘉永五年九月(許)

金森四兵衛 [姓]

金森九兵衛 [名]・[控]・[由]

安政二年一月(許)

慶応元年一月(許)

金森弥右衛門 [名]・[姓]・[控]・[由]

文化七年九月(許)

嘉永五年九月(許)

金森佐兵衛 [名]・[控]・[由]

天保一二年八月(許)

嘉永五年九月(許)

万延二年正月(許)

金森源兵衛 [名]・[控]・[由]

天保一一年一〇月(許)

嘉永五年九月(許)

金森清右衛門 [控]・[由]

嘉永二年九月(許)

嘉永五年九月(許)

金森彦兵衛 [名]・[控]・[由]

嘉永五年九月(許)

文久二年一二月(許)

金森治助 [控]・[由]

弘化二年九月(許)

嘉永五年九月(許)

元治元年一月(許)

慶応元年一月(許)

金森与左衛門 [名]・[控]・[由]

嘉永五年九月(許)

元治元年一月(許)

慶応元年一月(許)

金森平右衛門 [名]・[控]・[由]

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

金森八郎右衛門 [名]・[控]・[由]

弘化二年八月(許)

嘉永五年九月(許)

金森六右衛門 [名]・[控]・[由]

弘化四年一〇月(許)

嘉永五年九月(許)

安政四年九月(許)

金森権兵衛 [名]・[控]・[由]

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応元年一月(許)

金森高次郎

弘化四年一〇月(許)

嘉永五年九月(許)

金森八助 [名]・[控]・[由]

天保一三年五月(許)

嘉永五年九月(許)

金森八左衛門 (名)・(控)・(由)

天保一一年一〇月(許)

天保一五年三月(許)

嘉永五年九月(許)

元治元年一月(許)

慶応元年一月(許)

金森八四郎 (名)・(控)・(由)

嘉永五年九月(許)

安政四年九月(許)

慶応元年一月(許)

金森萌右衛門 (控)

嘉永五年九月(許)

金森兵助 (由)

慶応元年一月(許)

金森藤三郎

慶応三年一二月(許)

金森彦次郎 (名)・(控)・(由)

嘉永五年九月(許)

金森小左衛門 (名)・(由)

嘉永五年九月(許)

金森清兵衛 (名)・(控)・(由)

金森藤太郎 (由)

金森与八郎 (名)

金森弥兵衛

金森五郎右衛門

金森孫左衛門

喜多万右衛門 (名)・(控)・(由)

宝永二年一月二日(北国頭役任命書)

天保一一年一月(許)

嘉永五年九月(許)

文久二年一二月(許)

喜多九右衛門 (名)・(控)・(由)

天保一五年一二月(許)

嘉永五年九月(許)

喜多孫兵衛 (名)・(控)・(由)

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応元年一月(許)

喜多孫右衛門 (名)・(控)・(由)

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応三年一二月(許)

喜多喜三郎 (名)・〔控〕・〔由〕

天保一五年一月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応元年三月(許)

喜多善兵衛 (名)・〔控〕・〔由〕

安政二年一月(許)

慶応三年一月(許)

喜多孫八 (由)

慶応三年一月(許)

喜多十兵衛 (名)

佐山長兵衛

嘉永五年九月(許)

佐山長右衛門 (名)・〔由〕

天保一五年六月(許)

嘉永五年九月(許)

佐山善兵衛 (控)

佐山岡左衛門

般若次郎右衛門 (名)・〔控〕・〔由〕

天保一五年一月(許)

嘉永五年九月(許)

安政四年九月(許)

般若権右衛門 (名)・〔由〕

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

嘉永二年九月(許)

嘉永五年九月(許)

元治元年一〇月(許)

般若藤八 (控)・〔由〕

弘化二年九月(許)

嘉永五年九月(許)

般若善右衛門 (名)・〔由〕

嘉永二年九月(許)

嘉永五年九月(許)

安政四年九月(許)

慶応三年一月(許)

般若三郎右衛門 (名)・〔控〕・〔由〕

文政七年九月(許)

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

般若万吉 (名)・〔控〕・〔由〕

文政七年九月(許)

天保一一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

般若助右衛門 (名)・〔控〕・〔由〕

嘉永五年九月(許)

安政四年九月(許)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

般若善四郎 (由)

慶応元年一月(許)

般若清助 (由)

慶応三年一月(許)

般若次郎助 (由)

慶応三年一月(許)

般若惣兵衛 (名)・(控)・(由)

高守久右衛門 (名)・(控)・(由)

天保一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

高森九郎兵衛 (名)・(控)・(由)

高森彦左衛門 (名)・(控)・(由)

釜森清兵衛 (名)

斎藤喜四郎 (姓)

若野四郎左衛門 (名)・(控)・(由)

天保一年七月(許)

嘉永五年九月(許)

長右衛門

文政六年三月(許)

矢木田三郎右衛門

小野弥右衛門

御蔵下知状

鑄物師惣中

仁安二年牒本紙

天福元年一月牒写

文治五年將軍家下知状

慶長年中奉書二通

天正年中請印

宝永年中綸旨改書

宝永年中北陸道七ヶ国頭役

正德年中北陸道七ヶ国頭役

享保二〇年六月(許)

宝曆四年九月(許)

明和七年九月(許)・(文治五年下知状)

天明元年(天正座法)

寛政九年後七月(許)

文化八年二月(天福元年牒)

文久二年九月(許)

新川郡富山上金屋

河辺理兵衛 (名)・(控)

正徳四年一月(許)

嘉永五年九月(許)・(座法)○

河辺千右衛門

元文五年八月(許)

天明二年二月(許)

天明二年五月(仁安二年牒)

文化一〇年九月(許)

天保二年二月(許)

嘉永五年九月(許)

河辺助兵衛

慶長一三年三月(康綱下知状)

慶長一四年三月(康綱下知状)

慶長一七年三月(康綱下知状)

正徳四年九月(許)

嘉永五年九月(許)

慶応二年七月(許)

川部文左衛門 [姓]

川部与右衛門 [牒]

川辺林左衛門 [由]

慶長一七年口宣案

正徳四年九月(許)・(年貢料許状)・(呼名許状)

元文五年八月(許)

天明二年四月(許)

天明二年五月(牒写)

文化一〇年九月(許)

天保二年(許)

天保一五年四月(許)

慶応二年七月(許)

慶応二年一〇月(許)

源兵衛

正徳四年九月(許)

和右衛門

正徳四年九月(許)

五郎兵衛

正徳四年九月(許)

源右衛門

正徳四年九月(許)

弥兵衛

正徳四年九月(許)

吉右衛門

正徳四年九月(許)

甚右衛門

正徳四年九月(許)

理兵衛 [名]

理右衛門 [名]・[控]

五兵衛 [名]・[控]

与三郎 [名]・[控]

久右衛門 [名]・[控]

名古屋大学文学部研究論集(史学)

安太郎

〔名〕・〔控〕

兵藏

〔名〕

林蔵

〔名〕・〔控〕

山本五郎左衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

仁安二年牒写

天文二年五月牒写

永禄一二年三月受領

文禄五年三月受領

慶長一六年六月受領

元文五年八月(許)

宝曆一一年一〇月(許)

天明二年四月(許)

天明二年五月(仁安二年牒)

天明三年二月(許)○

文化一一年九月(許)

天保二年二月(許)

天保七年二月(許)

山本文助

真継康綱旧書

元文五年八月(許)

宝曆一一年一〇月(許)

山本又助

〔牒〕

山本助右衛門

元文五年八月(許)

山本甚左衛門

〔牒〕

山本九郎右衛門

天明二年五月(仁安二年牒)

井上平兵衛

慶長一七年三月(康綱下知状)

正徳四年九月(許)

元文五年八月(許)

天明三年四月(許)

天明三年五月(許)

文化一〇年九月(許)

天保二年(許)

天保一五年(許)

嘉永五年九月(許)

慶応二年(許)

礪波郡今石動町

高山七左衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一一年七月(許)

高山茂兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一一年七月(許)

礪波郡半谷郷西部金屋村

(林) 宗右衛門 [名]・[控]

寛政九年五月(許)

嘉永五年(許)

(林) 太郎右衛門 [名]

太郎左衛門 [控]・[由]

寛政九年五月(許)

嘉永五年(許)

甚右衛門 [名]・[控]・[由]

寛政九年五月(許)

嘉永五年(許)

三四郎 [名]・[控]・[由]

寛政九年五月(許)

嘉永五年(許)

庄右衛門

寛政九年五月(許)

文化八年一月(許)

礪波郡古軸屋村

長井佐右衛門 [由]

文化四年二月(許)

上坂理兵衛

慶応二年八月(許)

礪波郡苗加村

川部治郎左衛門 [姓]

長井次郎右衛門

正徳四年一月(呼名許狀)

寛政七年三月(許)○

寛政九年閏七月(許)

文化四年二月(許)・(座法)

長井佐左衛門

文化四年二月(許)・(座法)

礪波郡西部

釜屋弥惣次 [牒]

釜屋藤吉 [牒]

釜屋彦作 [牒]

釜屋惣平 [牒]

釜屋九右衛門 [牒]

釜屋太郎左衛門 [牒]

釜屋清五郎 [由]

礪波郡西保

小野治郎左衛門 [牒]

小野三右衛門 [牒]

小野与惣兵衛 [牒]

礪波郡福野村

源兵衛

名古屋大学文学部研究論集(史学)

正徳四年一二月(許)○

長井清吉 [牒]

礪波郡相木村

長井権兵衛 [牒]

明和八年三月(許)・(仁安二年牒)

婦負郡富崎村

増田九郎左衛門 (由)

天福元年牒本紙

御蔵下知状

増田太郎右衛門 (由)

鋳物師中

元文元年六月(許)

宝暦四年六月(許)

越後国

古志郡長岡新町

星野太郎右衛門 (名)・(姓)・(控)・(由)

仁安二年牒写

天福元年牒写

天明五年三月(許)・(仁安二年牒)・(座法)

寛政五年三月(許)

寛政一一年五月(許)・(天福元年牒)・(座法)・(大)

享和二年(大)

享和三年四月(許)

天保二年(許)

嘉永六年五月(許)

安政七年二月(許)

長岡弥惣兵衛

三島郡与板町

土肥佐左衛門 (名)・(姓)・(控)・(由)

寛政一一年三月(許)・(暦応五年牒)・(大)

寛政一一年八月(許)

享和三年四月(許)・(大)

文化六年三月(座法)

文政八年二月(暦応五年牒)

嘉永六年五月(許)

蒲原郡見附

渡辺久左衛門 (姓)

寛政一二年二月(許)

寛政一二年八月(許)・(暦応五年牒)

享和三年四月(許)

徳橋三左衛門 (控)・(由)

文化三年五月(許)・(大)・(天福元年牒)

文化三年六月(許)

嘉永六年五月(許)

徳橋久左衛門 [名]・(由)

天保二年八月(許)

嘉永六年(許)

蒲原郡新潟

相原金右衛門

享保一八年三月(許)・(座法)

享和三年(許)

文化九年(許)

文政八年三月(天福元年牒)

弘化三年(許)

嘉永六年(許)

藤田良平

寛政二年(許)

寛政一二年二月(許)

文政九年二月(許)

藤田次郎右衛門

寛政一二年二月(許)○

寛政一二年三月(許)

土屋忠左衛門

享和三年二月(許)○

文化九年二月(許)

土屋庄吉

[名]・[控]・(由)

弘化三年二月(許)・(座法)

嘉永六年五月(許)

市島栄吉

寛政二年二月(定書)

寛政一二年(天福元年牒)・(許)

文政八年三月(許)

文政九年(許)

文政一〇年三月(許)

文政一二年三月(許)・(座法)○

文政一三年三月(許)

市島正次郎

天保六年五月(許)

藤田喜平

[姓]

田中弥惣兵衛

猪苧弥五左衛門

御蔵下知状

蒲原郡三條裏館村

田中佐兵衛

[名]・[姓]・[控]・(由)

寛政一三年三月(許)

文化三年二月(許)○

文化六年三月(座法)

文政七年六月(許)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

天保六年五月(許)

嘉永六年五月(許)

蒲原郡新発田

内出藤八

安永二年五月(許)

歌代仁右衛門

〔由〕

頸城郡高田鍋屋町

山岸藤右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

曆応五年四月牒写

寛政一年三月(許)

寛政二年二月(曆応五年牒)

享和元年三月(大)

嘉永三年正月(許)

嘉永三年二月(許)

慶応三年一月(許)

山岸彦次右衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

曆応五年四月牒写

寛政二年四月(許)・(座法)

享和元年三月(大)

文政一〇年一〇月(許)・(座法)

文久二年二月(許)

山岸長兵衛

山岸仁七郎

〔控〕・〔由〕

山岸九郎兵衛

〔名〕

文政二年二月(許)

山岸九郎右衛門

〔由〕

天保二年正月(許)・(曆応五年牒)

文久二年二月(許)

山岸彦右衛門

〔姓〕

吉田七右衛門

〔名〕・〔姓〕

寛政一年八月(許)

吉田仁七郎

〔名〕

頸城郡糸魚川一ノ宮村

森半左衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

寛政一年五月(許)・(座法)○

文政三年七月(許)

森仁右衛門

〔姓〕

寛政一年五月(座法)○

寛政一年六月(許)

岩船郡小泉庄村上長井町

辻村(山本)又五郎〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

寛政九年三月(許)○・(申渡)

寛政一〇年四月(曆応五年牒)

天保四年四月(許)・(座法)

慶応三年七月(許)

辻村清左衛門 [姓]

寛政七年五月(許)○

寛政九年三月(許)

寛政一〇年四月(曆応五年牒)

荊羽郡大窪村

西川藤左衛門 [名]・[控]・[由]

天保一五年三月(許)

西川惣助 [名]

寛政九年三月(許)

文政一一年四月(許)

中村徳右衛門

寛政九年三月(許)

歌代佐兵衛 [名]・[控]・[由]

寛政八年一二月(許)

慶応三年三月(許)

歌代新八

寛政九年三月(許)

歌代甚兵衛 [名]・[控]・[由]

寛政八年一二月(許)

寛政一一年八月(許)

文政二年二月(許)

慶応三年三月(許)

歌代市左衛門 [名]

寛政八年一二月(許)

寛政一一年八月(許)

文化一〇年二月(許)

歌代新兵衛 [名]・[姓]

寛政九年一二月(許)

寛政一〇年四月(仁安二年牒)

寛政一一年八月(許)

歌代吉郎右衛門

寛政一〇年八月(許)

歌代市之助 [名]・[控]・[由]

享和元年三月(許)・(大)

文政四年二月(許)

安政二年四月(許)

歌代次左衛門

享和元年三月(許)・(大)

慶応三年三月(許)

歌代紀三郎

文政一一年四月(許)

歌代佐左衛門

文政四年二月(許)

文政一〇年二月(許)

歌代仁右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

文政一一年四月(許)

文久元年八月(許)

慶応二年四月(許)

慶応三年四月(許)

歌代又兵衛

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

文政一一年四月(許)

慶応三年三月(許)

歌代市郎左衛門

嘉永三年正月(許)

歌代佐次兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一五年三月(許)

嘉永三年正月(許)

歌代喜右衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

嘉永三年正月(許)

歌代治兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保一五年三月(許)

文久元年八月(許)

歌代八郎兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

文久元年八月(許)

歌代龜三郎

明治二年四月(許)

歌代九八郎

〔名〕・〔控〕・〔由〕

弘化四年四月(許)

歌代弥右衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

歌代三右衛門

〔名〕

歌代由之助

〔名〕・〔控〕・〔由〕

歌代吉郎左衛門

〔名〕

歌代作左衛門

〔名〕・〔姓〕

歌代為右衛門

〔控〕・〔由〕

歌代源四郎

〔名〕・〔控〕・〔由〕

弘化四年一〇月(許)

歌代市郎兵衛

〔姓〕

歌代与三右衛門

〔姓〕

歌代四郎右衛門

〔姓〕

歌代作兵衛

〔姓〕

歌代八兵衛

〔姓〕

歌代治右衛門

〔姓〕

歌代市郎右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

歌代七郎右衛門

〔姓〕

歌代和三郎

〔名〕・〔控〕・〔由〕

弘化四年一〇月(許)

小熊孫助

寛政九年三月〔許〕

小熊六右衛門 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

寛政八年二月〔許〕

享和元年三月〔許〕

慶応三年四月〔許〕

小熊六兵衛 〔名〕

文政二年二月〔許〕

小熊恒右衛門 〔名〕・〔控〕・〔由〕

寛政一〇年八月〔許〕

小熊佐市右衛門 〔姓〕

享和元年三月〔許〕・〔大〕

小熊龜七郎 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

小熊龜十郎

文政四年二月〔許〕

小熊常左衛門 〔名〕・〔控〕

文政四年二月〔許〕

小熊八五郎 〔名〕・〔控〕

文政一一年四月〔許〕

小熊甚五右衛門 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

嘉永三年正月〔許〕

小熊与四郎 〔控〕・〔由〕

弘化三年三月〔許〕

文久元年八月〔許〕

小熊六郎大夫

慶応三年三月〔許〕

小熊武右衛門 〔名〕・〔控〕・〔由〕

寛政八年六月〔許〕

寛政八年二月〔曆応五年牒〕

寛政一一年八月〔許〕

慶応三年三月〔許〕

小熊僊左衛門 〔由〕

明治二年四月〔許〕

小熊利兵衛 〔由〕

明治二年四月〔許〕

小熊六郎

明治二年四月〔許〕

小熊鉄雄

明治二年四月〔許〕

小熊市十郎 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

慶応三年三月〔許〕

小熊新右衛門 〔名〕

小熊与四郎 〔名〕

原吉右衛門 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

原伝右衛門 〔名〕・〔由〕

寛政八年十二月(許)

享和元年三月(許)

文久元年八月(許)

原伝左衛門

[名]・[姓]・[控]・[由]

享和元年三月(許)

慶応三年三月(許)

原刀藏

[名]・[控]・[由]

嘉永五年三月(許)

原仁左衛門

[名]

原彦右衛門

[名]・[控]

嘉永二年四月(許)

原伝三郎

[名]

文久元年八月(許)

原惣右衛門

[名]・[控]・[由]

慶応三年三月(許)

原半左衛門

慶応三年三月(許)

原孝右衛門

慶応三年三月(許)

原市郎左衛門

[名]・[姓]・[由]

慶応三年三月(許)

明治二年四月(許)

原孫左衛門

[姓]・[控]・[由]

原伝十郎

[名]・[姓]・[控]・[由]

原慶八

[名]・[控]・[由]

天保一五年三月(許)

慶応三年三月(許)

原治三郎

[名]・[控]

原弥左衛門

[名]

原又右衛門

[名]・[控]

原李右衛門

[名]・[控]・[由]

天保一五年三月(許)

原久左衛門

[名]・[姓]・[控]・[由]

原彦七

[姓]

林辰五郎

寛政九年三月(許)

小林久右衛門

[名]・[控]・[由]

慶応三年三月(許)

小林市右衛門

[名]・[控]・[由]

慶応三年三月(許)

小林市郎右衛門

[名]

文政五年八月(許)

小林久左衛門

[名]

文化一〇年二月(許)

佐藤重吉 (名)・(姓)・(控)・(由)

嘉永三年正月(許)

佐藤忠右衛門 (名)・(控)・(由)

慶応三年三月(許)

佐藤久助 (名)・(控)・(由)

天保一五年五月(許)

佐藤長右衛門 (姓)

近藤角右衛門 (名)・(控)・(由)

嘉永五年後二月(許)

慶応三年(許)

近藤作右衛門 (名)

高橋勘左衛門 (名)・(控)・(由)

高橋久松

慶応三年三月(許)

猪爪徳兵衛 (名)・(姓)

蓮池長三郎 (名)・(控)・(由)

慶応三年三月(許)

鑄物師中

寛政八年六月(座法)○・(仁安二年牒)

文化五年二月(座法)

桑田郡馬路村

川原丹波藤原正久

享保八年六月(呼名許狀)○

川原次郎右衛門 (姓)・(牒)

享保一九年一月(許)

宝曆四年後二月(許)

天明三年七月(許)

川原喜兵衛

真継康綱旧書

享保六年三月(許)○

享保一八年一月(許)

(川原)又兵衛 (牒)

曆応五年牒

御蔵下知状

宝曆四年後二月(許)

川原(松村)清兵衛(名)・(控)・(由)

御蔵下知状

慶長三年四月(口宣案・藤原朝臣国次和泉督)

正徳四年(許)

享保六年(許)

享保八年(許)

享保一八年(許)

丹波国

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(従本)

宝曆四年(許)

明和七年八月(許)・(大)

安永八年五月(許)・(大)

天明三年六月(許)・(大)

天保四年二月(許)

天保一三年一月(許)

安政三年九月(許)

安政五年(牒写)

河原次郎兵衛

明和七年八月(許)

河原文兵衛

明和七年八月(許)

河原惣兵衛

寛政四年正月(許)

川原(松村)仁兵衛〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

寛永八年一〇月(年貢催促状)

寛永一〇年三月(年貢催促状)

寛政四年正月(許)

文化一〇年一月(許)

文化一三年六月(許)

天保四年二月(許)

嘉永二年一月(許)

安政三年九月(許)

文久四年四月(燈炉調進書)

河原庄右衛門〔名〕

寛政八年二月(許)

文化一〇年一〇月(許)

河原和太郎〔名〕

天保一〇年正月(許)

川原清右衛門〔姓〕

川原宗兵衛〔姓〕

松村伝兵衛

安政三年八月(許)

鑄物師中

天明三年六月(許)

桑田郡北之庄村

俣野文右衛門〔名〕

天保一〇年正月(許)

俣野甚右衛門〔名〕・〔控〕

嘉永六年四月(許)

安政三年二月(許)

俣野文之助〔由〕

桑田郡川原尻村中買

米屋吉郎兵衛〔名〕

平野屋伊助 〔名〕

船井郡胡麻新町

弥三兵衛

享保一八年一〇月〔許〕

勝田儀兵衛 〔名〕・〔控〕・〔由〕

仁安二年正月牒写

天福元年一月牒写

正徳四年〔許〕

享保一八年〔許〕

宝暦四年〔許〕

明和七年〔許〕・〔大〕

天明三年〔許〕・〔大〕

寛政一二年〔許〕・〔大〕

文化五年〔許〕・〔大〕

天保二年〔許〕

天保一五年〔許〕

安政三年五月〔許〕

勝田弥九郎 〔控〕・〔由〕

天保一五年八月〔許〕

安政三年五月〔許〕

勝田惣兵衛

宝暦四年四月〔許〕

近世眞継家配下鋳物師人名録(2)〔笹本〕

明和七年二月〔許〕

明和七年七月〔許〕

勝田弥惣兵衛 〔姓〕

天明三年九月〔許〕・〔大〕

寛政六年六月〔許〕・〔天福元年牒〕

寛政一二年六月〔許〕・〔大〕

勝田儀助 〔名〕

文化五年六月〔許〕・〔大〕

天保二年六月〔許〕

天保二年八月〔許〕

天保一五年八月〔許〕

勝田与市郎 〔牒〕

天明七年二月〔許〕・〔座法〕

天明七年七月〔許〕

勝田弥六兵衛 〔牒〕

船井郡園部

庄右衛門

享保一九年八月〔許〕

孫子惣左衛門 〔牒〕

宝暦五年正月〔許〕

船井郡八木村

秋田儀右衛門

名古屋大学文学部研究論集(史学)

年未詳康寧代(許)○

孫子重次郎

天明六年二月(許)

何鹿郡上原村

小森猪右衛門 (由)

慶応二年二月(許)

何鹿郡上林清水村

井関伝助 (名)・(姓)・(控)・(牒)・(由)

曆応五年四月牒写

享保一四年四月(許)○(旧書許状)○

享保一八年一〇月(許)

寛保元年一〇月(許)

宝曆四年六月(許)

明和七年一月(許)

天明三年三月(許)・(大)

文化三年六月(許)

天保三年五月(許)

安政三年二月(許)

井関八左衛門 (名)・(姓)・(牒)・(由)

享保一四年四月(許)

寛保元年一〇月(許)

宝曆四年四月(許)

宝曆四年六月(許)

文化三年六月(許)

天保三年五月(許)

安政三年二月(許)

井関善右衛門 (名)・(控)・(由)

安永八年二月(許)

天保三年五月(許)

天保六年五月(許)

安政三年二月(許)

井関伝兵衛 (名)・(姓)・(控)・(牒)・(由)

天明三年九月(許)

天保三年五月(許)

安政三年二月(許)

福倉辰右衛門 (名)・(姓)・(控)・(牒)・(由)

享保九年(許)

元文四年六月(許)

宝曆四年六月(許)

明和七年一月(許)

天保三年五月(許)

安政三年二月(許)

福倉庄右衛門

天明三年三月(許)

戸倉八左衛門

享保九年正月(許)

戸倉越後藤原家国

御藏下知状

享保九年正月(許)

越後藤原家次

享保八年正月(許) ○

鑄物師中

享保一四年四月(曆応五年牒) ○

寛保三年八月(定書) ○

宝曆四年六月(定書) ○

明和七年一月(定書) ○

文化九年正月(天福元年牒)

天田郡福知山

足立四郎左衛門 [牒]

元文四年一月(許)

足立源左衛門

享保八年(許)

享保一九年二月(許)

足立久右衛門

宝曆五年二月(許)

足立伝兵衛 [牒]

近世貞継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

元文二年二月(許)

足立四郎兵衛 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

天福元年一月牒写

御藏下知状

元文元年一〇月(許)

宝曆五年二月(許)

天保二年四月(許)

足立藤四郎 [名]・[控]・[牒]・[由]

寛保二年一月(許)

明和四年正月(許)

安永五年正月(許)

足立喜右衛門

享保一九年六月(許)

足立加兵衛

御藏下知状

足立小右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

仁安二年正月牒写

仁安二年二月牒写

建曆三年一月牒写

貞応元年五月牒写

享保一八年一〇月(許)

寛保元年三月(呼名許状) ○

名古屋大学文学部研究論集(史学)

寛保二年一月(許)

宝曆二年三月(許)

宝曆五年六月(許)

安永五年正月(許)

天明六年六月(許)・(統領任命書)

文化五年六月(統領任命書)

文化五年八月(許)

文政七年正月(許)・(統領任命書)

天保二年四月(許)

安政三年六月(許)・(曆応五年牒)

寛保元年七月(許)

安永五年正月(許)

天明六年正月(許)

文化五年八月(許)

天保二年四月(許)

足立藤右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

寛保二年六月(許)

宝曆五年六月(許)

安永五年正月(許)

天明六年正月(許)

文化五年八月(許)

天保二年四月(許)

天保一二年六月(許)

安政三年六月(許)

足立弥右衛門 [名]・[控]・[牒]・[由]

寛保二年六月(許)

宝曆五年六月(許)

安永五年正月(許)

嘉永四年四月(許)

足立与左衛門 [牒]

文化三年二月(許)

足立角兵衛 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

正徳五年二月(許)○

正徳六年六月(呼名許状)

享保一二年一月(許)

享保一八年一〇月(許)

元文六年二月(許)

宝曆一二年九月(許)○

天明六年六月(許)・(統領任命書)

寛政四年六月(許)

文化五年六月(統領任命書)

文化五年八月(許)

天保二年四月(許)

天保一二年六月(許)

安政三年六月(許)

足立德兵衛 [牒]

享保二年一〇月(許)

安永五年正月(許)

天明六年正月(許)

足立八兵衛

享保一二年一月(許)

足立八左衛門 [名]・[姓]・[控]・[由]

天明六年正月(許)

文化五年六月(許)

文化五年八月(許)

天保二年四月(許)

天保一二年六月(許)

安政三年六月(許)

天田郡新庄村

金屋権右衛門 [牒]・[由]

仁安二年牒写

御藏下知状

多紀郡笹山

長沢三右衛門 [牒]

享保一九年八月(許)

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

宝曆四年三月(許)

長沢治右衛門 [名]・[控]・[牒]

天保二年四月(許)

小田垣六右衛門 [牒]・[由]

真継兵庫助久直旧書

享保一九年八月(許)

寛政七年五月(許)

寛政一二年正月(天福元年牒)

文化八年後二月(許)・(大)

小田垣源兵衛

文政元年八月(許)・(大)

小田垣吉兵衛 [名]・[控]・[由]

天保二年四月(許)

片山徳右衛門 [名]・[控]・[由]

文化八年五月(許)○

文化九年一〇月(天福元年牒)

天保二年三月(許)

嘉永五年後二月(許)

石田勘助 [名]・[控]・[由]

弘化三年一月(許)

渡部喜兵衛 [名]

渡部徳左衛門 [名]

名古屋大学文学部研究論集(史学)

渡部常吉 [名]・[控]・[由]

小田垣市左衛門 [姓]

作右衛門 [牒]

孫兵衛 [牒]

徳兵衛 [牒]

喜兵衛 [牒]

太兵衛 [牒]

中西七左衛門

鑄物師惣中

宝曆四年三月(定書)○

水上郡柿芝村

足立和泉藤原家俊

享保八年九月(呼名許状)○

足立九左衛門 [牒]

正徳四年九月(許)

足立四郎左衛門 [牒]

正徳四年九月(許)

足立半右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]

正徳四年九月(許)

享保八年九月(呼名許状・足立左京藤原家貞)

享保一二年三月(許)○

享保一九年七月(許)

安永二年八月(許)

天明五年三月(許)

寛政五年六月(許)

安政二年二月(許)

慶応三年八月(許)

足立与左衛門 [控]

享保一二年三月(許)

享保一九年七月(許)

文化一五年二月(許)

嘉永三年二月(許)

足立与三大夫

享保一二年三月(許)

享保一九年七月(許)

足立河内藤原家勝

享保八年一〇月(呼名許状)○

足立右近藤原家猶

享保八年九月(呼名許状)

足立左近藤原家綱

享保八年九月(呼名許状)

足立信濃藤原家信

享保八年九月(呼名許状)

足立治右衛門 [由]

仁安牒本紙

御役免許本紙

御蔵下知状

足立彦十郎 [由]

天福元年二月牒

御蔵下知状

足立兵庫藤原家好(与左衛門)

享保八年一〇月(呼名許状)〇

足立与惣兵衛 [牒]

足立源右衛門

足立和兵衛

仁安二年牒

天福元年二月牒

御蔵下知状

足立正平

天福元年二月牒

足立次郎右衛門

仁安二年二月牒

御蔵下知状

松田与左衛門 [名]・[控]・[由]

仁安二年二月牒写

天福元年二月牒写

近世真継家配下鋳物師人名録(2)(笹本)

曆応五年四月牒写

享保八年一〇月(呼名許状・足立兵庫藤原家好)

享保一六年(許)

文化三年(許)

文化一五年(許)

安政三年二月(許)

安政四年八月(許)

松田林右衛門

慶応三年八月(許)

松田小市郎 [由]

丹後国

与謝郡加悦庄

小松忠兵衛

享保七年二月(許)

足立德右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

久直旧書

珍弘許状

享保一八年一〇月(許)

宝曆四年三月(許)

明和八年八月(許)

天明三年六月(許)

天保一三年六月(許)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

天保一六年六月(許)

明治二年二月(許)

足立仁右衛門

[名]・[姓]・[控]・[由]

享保一八年一〇月(許)

宝曆四年五月(許)

安永七年一〇月(許)

足立忠右衛門

[名]・[姓]・[控]・[由]

享保七年(許)

明和八年八月(許)

安永七年一〇月(許)

天明三年三月(許)

文化七年一〇月(仁安二年牒)

天保一三年六月(許)

明治二年二月(許)

足立九郎兵衛

[名]・[控]・[由]

文化五年八月(許)

文化七年一〇月(仁安二年牒)・(天福元年牒)

足立九郎右衛門

[名]・[姓]・[控]・[由]

寛政八年十一月(許)

天保一三年六月(許)

明治二年二月(許)

足立多助

[牒]

赤野喜右衛門

[名]・[姓]・[控]・[牒]

享保二年(許)

享保一八年一〇月(許)

宝曆四年三月(許)

明和八年八月(許)

文化七年一〇月(仁安二年牒)

天保一三年(許)

赤野勘右衛門

[名]・[控]・[由]

天保一四年二月(許)

明治二年二月(許)

(赤野)徳十郎

[牒]

享保二年八月(許)○

赤野助右衛門

明治二年二月(許)

塩野庄吉

[由]

明治三年四月(許)

与謝郡宮津白柏町

木崎善右衛門

[名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

享保二年七月(許)○

享保一八年一〇月(許)○

宝曆一〇年六月(許)

宝曆一〇年一〇月(許)○

明和九年六月(許)○

寛政九年閏七月(許)

天保七年二月(許)

万延元年六月(許)

(木崎) 伝三郎

享保二年八月(許)○

木崎伝兵衛

享保一八年一〇月(許)○

木崎与三右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

享保二年(許)○

享保一八年一〇月(許)○

宝曆四年一〇月(許)○

天保七年二月(許)

天保一五年(許)

万延元年六月(許)

明治二年二月(許)

木崎与惣次郎 [名]・[控]

寛政九年後七月(許)

文化八年三月(許)

天保七年二月(許)

木崎惣五郎 [名]・[姓]

寛政九年後七月(許)○

近世眞継家配下鋳物師人名録(2)(笹本)

寛政九年八月(許)

天保七年二月(許)

木崎与三四郎 [姓]

寛政九年後七月(許)

内田二左衛門

享保二年七月(許)○

内田彦左衛門 [名]・[姓]・[控]

享保二年七月(許)○

享保一八年一〇月(許)○

寛政九年後七月(許)

天保七年二月(許)

内田吉左衛門 [名]・[牒]・[由]

享保二年(許)

享保一八年一〇月(許)○

宝曆四年一〇月(許)○

寛政九年後七月(許)

天保七年二月(許)

万延元年六月(許)

内田徳右衛門 [牒]

寛延二年一二月(許)

内田久右衛門 [姓]

鋳物師中

名古屋大学文学部研究論集(史学)

寛政九年閏七月(座法)○・(申渡)○

与謝郡宮津夷町

森井清兵衛

万延元年八月(許)

与謝郡宮津波路村

西沢多七 [由]

慶応二年三月(許)

中郡峯山中町

田中喜兵衛 [名]

文化一〇年五月(許)

文化一三年一〇月(許)

天保二年三月(座法)○

田中喜左衛門 [名]・[控]

天保一三年八月(許)

安政三年二月(許)

田中治左衛門 [牒]

国松六左衛門 [名]

竹野郡黒部村

木崎半右衛門 [牒]

享保一四年一月(許)○

享保一八年一〇月(許)

享保一十九年二月(許)

木崎次郎右衛門

国松次左衛門

延享二年一〇月(許)

竹野郡国久村

足立八兵衛 [牒]

享保二〇年九月(許)

加佐郡田辺引土村

国松六左衛門 [控]・[由]

嘉永五年六月(許)

万延元年八月(許)

国松市三郎

加佐郡行永村

喜太郎

明治三年九月(許)

熊野郡久美浜町

田中五左衛門 [由]

明治二年七月(許)

田中治右衛門

享保一十九年(許)

延享三年(許)

熊野郡湊大向村

堀市右衛門

文化四年五月(許)

堀伊右衛門 (名)・(控)

天保二年七月(許)

熊野郡佐野村

五兵衛

享保三年八月(許)○

次兵衛

藤村三郎右衛門 (牒)

享保一八年一〇月(許)

宝曆四年三月(許)

藤村幾右衛門

安永一〇年三月(許)

(藤村)六右衛門 (牒)

珍弘許狀

宝曆四年三月(許)

藤村平右衛門 (牒)

早川与二左衛門

御蔵下知狀

鑄物師

寛保三年九月(許)

但馬国

出石郡出石町

近世貞継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

五分一与一郎 (名)・(姓)・(控)

享保年中(許)○・(天福元年牒)

寛政九年八月(許)○・(申渡)○

天保七年八月(許)

安政三年九月(許)

五分一小兵衛 (名)・(姓)・(控)・(牒)・(由)

御蔵下知狀

仁安二年一二月牒写

寛保二年四月(許)

寛政九年六月(許)○・(曆応五年牒)・(申渡)

天保七年八月(許)

安政三年六月(許)

五分一平右衛門 (牒)

御蔵下知狀

寛保三年九月(許)

五分一市郎右衛門 (由)

矩弘許狀

宝曆五年七月(許)

五分一善左衛門

安永七年一二月(許)

五分一九郎兵衛 (牒)

宝曆五年七月(許)

明和七年八月(許)

天保七年八月(許)

五分一九郎左衛門〔名〕・〔控〕・〔由〕

天保八年八月(許)

安政三年六月(許)

坪井七郎右衛門〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

享保二年(許)

寛保三年九月(許)

寛政九年六月(許)○・(申渡)○

天保七年八月(許)

安政三年六月(許)

坪井善右衛門〔牒〕

太田新右衛門〔名〕・〔牒〕

享保二年六月(許)

延享五年四月(許)

太田治三郎〔名〕・〔姓〕

明和七年八月(許)

寛政九年六月(許)○・(申渡)

太田垣藤七〔由〕

明和七年八月(許)

慶応三年十一月(許)

由利長七〔由〕

安政三年九月(許)

慶応元年後五月(許)

鑄物師惣中

寛政九年六月(座法)

出石郡出石馬喰町

柳沢治兵衛〔由〕

慶応二年一月(許)

出石郡中山町

渋谷善兵衛〔由〕

明治二年一月(許)

養父郡広谷村

太田垣九兵衛〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕

建曆三年十一月牒写

元文二年(大)

宝暦二年(許)

明和三年四月(許)・(大)

明和五年二月(許)・(大)

明和九年六月(許)・(大)

天明四年四月(許)・(大)・(座法)○

寛政四年二月(許)・(大)

天保四年二月(許)・(大)

嘉永七年六月(許)

太田垣利謙 (由)

養父郡関宮村

梅井武兵衛

寛延元年二月(許)

梅井武助 [牒]

梅井六兵衛

御蔵下知状

梅井市兵衛

寛文五年正月(口宣案)

養父郡目石村

梅井吉兵衛 [牒]

城崎郡森村

三宅直右衛門 [牒]

明和八年二月(許)

安永二年三月(許)

天明三年七月(許) ○・(大)

文化元年二月(許)・(大)・(天福元年牒)

文政一二年六月(許)

三宅半右衛門 [名]・[控]・[由]

文政一三年四月(座法) ○

弘化四年五月(許)

安政五年八月(許)

近世真継家配下鋳物師人名録(2) (笹本)

三宅弥四郎 (姓)

森本半左衛門

寛延三年七月(許)

宝曆四年後二月(許)

森本直右衛門

明和五年二月(許)

明和七年八月(許)

城崎郡田結庄梶原村

(金屋) 八左衛門 [牒]

享保二〇年正月(許)

享保二〇年二月(仁安二年牒)

城崎郡田結庄火撫村

八左衛門

享保一二年八月(許) ○

享保一九年四月(許) ○

彦左衛門

享保一九年四月(許)

城崎郡小島村

太田八郎右衛門

享保一七年一〇月(許) ○

享保一九年九月(許)

享保二〇年八月(許)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

太田六郎次

気多郡芝村

谷岡五郎右衛門 [由]

万延元年八月(許)

二方郡金屋村

谷村九郎右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

享保一六年三月(許) ○

享保一七年七月(許) ○

享保二〇年三月(許)

宝曆八年一月(許)

宝曆一三年一月(許)

明和八年一〇月(許)

天明三年六月(許)・(大)

文化八年五月(許)

文政六年四月(許)・(大)

谷村平左衛門 [牒]

宝曆五年七月(許)

宝曆八年一月(許)

明和八年一〇月(許)

谷村五右衛門 [牒]

宝曆五年七月(許)

谷村市右衛門 [牒]

宝曆五年七月(許)

鑄物師中

宝曆五年七月(許)

二方郡古市村

谷村栄六

[姓]

明和八年一〇月(許) ○

安永五年正月(許)

天明三年六月(許) ○

寛政九年四月(申渡) ○

享和三年二月(許)

文化元年一月(天福元年牒) ○・(曆応五年牒) ○

谷村利三郎 [姓]

天明三年六月(許)

享和三年九月(許) ○

文化八年五月(許)

谷村権左衛門 [名]・[控]・[由]

天保二年七月(許)

嘉永二年七月(許)

安政二年七月(許)

鑄物師中

享和三年二月(許) ○・(座法) ○

朝来郡岩屋谷村

大河九郎兵衛 [由]

明治二年五月(許)

朝来郡西牧田村

大西林平 [由]

明治三年四月(許)

朝来郡竹田村

陰山伝三郎

元文二年三月(許)・(呼名許状)

宝曆一二年五月(許)

美含郡竹浜村

北村松右衛門 [牒]

元文元年一二月(許)

北村勘次郎

享和三年二月(許)

北村仁右衛門

美含郡下浜村

関徳三郎 [名]・[姓]・[控]・[牒]

元文二年二月(許)

元文六年二月(呼名許状)

延享二年二月(呼名許状)

宝曆四年七月(許)・(座法)

安永七年五月(許)

近世真継家配下鋳物師人名録(2)(世本)

安永八年六月(許)

寛政八年正月(許)・(大)

寛政九年四月(申渡)

天保二年七月(許)

安政五年四月(許)

谷田五郎左衛門

安政五年四月(許)

美含郡香住村

小野勘治郎 [姓]

因幡国

邑美郡鳥取

大森左吉

慶長一三年五月(口宣案・撰津掾)

康綱旧書

元文元年六月(許)

大森乙之丞

矩弘許状

宝曆五年二月(許)

大森与惣兵衛 [牒]

水戸喜十郎 [名]・[姓]・[控]・[由]

元文元年七月(許)

天明元年一二月(許)

天明三年五月(許)

寛政九年五月(許)

文化一〇年八月(天福元年牒)

文政三年八月(許)

天保二年八月(許)

嘉永七年八月(許)

水戸四郎三郎 [牒]

矩弘許状

宝曆四年八月(許)

寛政六年八月(座法)○

寛政九年四月(許)

水戸四郎兵衛

寛政六年八月(許)

秋田市左衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]

宝曆七年九月(許)

文化元年八月(許)

文化一〇年八月(天福元年牒)・(天正座法)

文政一三年八月(許)

秋田六左衛門

天明元年一二月(許)

天明三年五月(許)

秋田善右衛門 [由]

万延元年二月(許)

鑄物師

寛政九年五月(許)○

智頭郡用ヶ瀬金屋村

入江伊右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

慶長四年(口宣案)

元文元年六月(許)

元文二年正月(呼名許状)

宝曆五年二月(許)

明和四年二月(許)

天明二年二月(許)

享和二年正月(座法)

天保三年八月(許)

天保四年七月(許)

嘉永二年八月(許)

入江助右衛門 [名]

文化二年六月(許)

加賀田磯右衛門 [名]・[控]・[牒]・[由]

元文元年八月(許)

明和四年二月(許)

天明二年二月(許)

享和二年正月(座法)○

天保三年八月〔許〕

天保九年五月〔許〕

嘉永二年八月〔許〕

加賀田安右衛門 〔姓〕・〔牒〕

元文元年八月〔許〕

元文二年二月〔呼名許狀〕

天明二年二月〔許〕

享和二年正月〔座法〕

加賀田安左衛門

加賀田伝次郎

元文元年八月〔許〕

加賀田太次郎 〔名〕・〔控〕

文化二年六月〔許〕

天保三年八月〔許〕

嘉永七年八月〔許〕

加賀田太市郎

加賀田伊兵衛 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

文化二年八月〔許〕

天保三年八月〔許〕

天保一一年八月〔許〕

天保一二年八月〔許〕

万延二年正月〔許〕

加賀田茂三郎 〔由〕

安政四年一〇月〔許〕

加賀田古次郎

文化二年六月〔許〕

天保三年八月〔許〕

加賀田茂左衛門 〔姓〕

加賀田幾三郎 〔控〕

加賀田左市 〔牒〕

氣多郡鹿野

大森与惣兵衛

天明二年三月〔許〕

八上郡舟園村

源十郎〔小工鑄懸〕

〔伯耆園〕

久米郡古川村

葦原吉左衛門 〔名〕・〔控〕・〔由〕

文化六年八月〔許〕

葦原佐右衛門 〔姓〕

齋江定右衛門 〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

天明三年七月〔座法〕

文化六年八月〔許〕

齋江左右衛門 〔牒〕

佐左衛門

天明三年七月(座法)

明和五年六月(許)

久米郡若土村

佐治伝右衛門

〔牒〕

元文二年六月(許)

佐治宇右衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

矩弘許状

明和元年後二二月(許)

文化六年八月(許)

佐治角右衛門

〔姓〕

安永七年七月(許)

天明三年七月(許)

馬淵利右衛門

元文四年六月(許)

馬淵善大夫

馬淵武三郎

明和五年六月(許)

馬淵忠次郎

〔姓〕

天明三年七月(許)

馬淵金左衛門

文化六年八月(許)

馬淵重右衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

馬淵重左衛門

〔名〕

馬淵民三郎

〔牒〕

久米郡倉吉村

岩本権兵衛

〔由〕

嘉永四年二月(許)・(天福元年牒)

真宮河内大掾(岩本権兵衛)

〔牒〕

安政三年二月(許)・(建曆三年牒)

久米郡中田村

熊谷理右衛門

元文二年六月(許)

熊谷利右衛門

〔牒〕

熊谷定右衛門

〔名〕

文化六年八月(許)

文化一〇年二月(天福元年牒)

日野郡黒坂村

馬淵七兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

文化七年二月(許)〇

岩本佐兵衛

〔名〕

日野郡上石見村

馬淵与一兵衛

天明三年七月(許)〇

日野郡根雨村

鑄物師

寛政七年六月(許) ○

日野郡中野村

熊谷新助

天明三年七月(許)

河村郡橋津村

熊谷武兵衛

寛政六年三月(許)

磐倉武兵衛

河村郡根震村

馬淵又左衛門

汗入郡房領村

中津尾藤右衛門

天明三年七月(許)

出雲国

能義郡宇波村

加藤惣左衛門

元文二年九月(許)

加藤清右衛門

寛政二年六月(許)・(仁安二年牒)

新石平兵衛

近世貞継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

元文二年九月(許)

新石文左衛門 (姓)

寛政二年六月(許)・(仁安二年牒)

新石儀兵衛 (控)・(由)

嘉永七年七月(許)

新石平右衛門

細田九兵衛 (牒)

元文二年九月(許)

細田市右衛門 (名)・(控)・(由)

細田善左衛門 (名)・(姓)

寛政二年六月(許)・(仁安二年牒)

山崎伴七

寛政二年六月(許)

山崎伴兵衛 (由)

嘉永七年七月(許)

山崎伴右衛門 (名)

山崎伝吉 (姓)

山崎伊兵衛 (控)

能義郡小竹村

永江真右衛門 (名)・(控)・(由)

嘉永七年六月(許)

石見国

邑智郡市山村

山根万槌

安永五年六月(許)

山根陸奥大掾 (姓)

天文九年御藏宗弘旧書

寛文一二年(口宣案)

安永五年六月(口宣案・藤原宗賀陸奥大掾)

寛政九年六月(許)

享和元年八月(許)

文化三年一月(許)

山根権平 (控)・(由)

嘉永六年正月(許)

山根源太郎 (名)

文政三年六月(許)○(統領任命書)

邑智郡川本村

山根和三郎 (名)

文化三年一〇月(許)・(天福元年牒)

山根九郎左衛門 (名)・(控)・(由)

美濃郡高角

山根佐左衛門 (姓)

安永五年七月(許)

山根佐多郎 (名)・(控)・(由)

安政五年七月(許)

美濃郡益田

木原(重見)善兵衛(名)

安永五年二月(許)

安永五年一〇月(許)・(旧書)

天明三年六月(許)・(大)・(大)

天明三年七月(座法)○

重見善右衛門 (姓)

田村与四郎 (名)・(控)・(由)

天保一四年(許)

播磨国

飾東郡姫路野里

森忠右衛門

享保一三年三月(許)

芥田五郎右衛門 (名)・(姓)・(控)・(牒)・(由)

仁安二年一月牒本紙

天福元年一月牒本紙

女房奉書

慶長一九年四月(女房奉書)・(口宣案・藤原家次薩摩少掾)

寛永五年一〇月(年貢催促状)

寛文三年一月(口宣案・藤原家喬播磨少掾)

正徳四年六月(許)○

享保元年(許)

享保一九年四月(許)・(許)

明和七年(許)

天明四年一〇月(許)

寛政三年(許)

文化三年二月(許)

文化六年二月(許)

文政一二年六月(許)

嘉永五年二月(許)

嘉永五年一月(許)

慶応元年五月(許)・(許)

芥田五郎兵衛

明和七年一〇月(許)

尾上与次兵衛 [牒]

享保九年六月(許)○

享保九年一月(許)

元文四年五月(曆応五年牒)

明和七年一月(許)

天明四年八月(許)

尾上与次右衛門

明和七年一月(許)○

尾上八郎兵衛 [牒]

近世真継家配下鋳物師人名録(2)(笹本)

享保一九年四月(許)

宝曆一二年六月(許)

明和七年一〇月(許)

尾上八郎左衛門 [名]

文化一四年九月(許)

文政一二年八月(許)

尾上善兵衛

享保一九年六月(許)

宝曆四年五月(許)

宝曆一一年三月(許)

明和八年四月(許)

天明五年正月(許)

尾上孫兵衛 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

享保二〇年後三月(許)

宝曆一二年六月(許)

明和七年一〇月(許)

天明五年正月(許)

文政一二年六月(許)

嘉永六年八月(許)

尾上与七郎 [牒]

田中与三太夫 [牒]

右京康利旧書

享保一九年六月(許)

宝曆七年六月(許)

明和八年五月(許)

田中五郎大夫

天明四年七月(許)

宝曆七年六月(許)

文化七年一月(許)・(大)

田中与大夫

〔姓〕

田中与三兵衛

瀬川安右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

享保一九年六月(許)

寛延三年九月(許)

田中彦五郎

〔牒〕

宝曆七年(許)

天明八年五月(許)

明和五年(許)

田中五郎兵衛

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

明和八年五月(許)

享保八年二月(許)

安永四年八月(許)

享保一九年(許)

天明四年八月(許)

宝曆七年(許)

文化四年一月(許)

明和八年(許)・(大)

文政一二年六月(許)

天明四年七月(許)・(大)

嘉永五年二月(許)

文化七年一月(許)・(大)

文久二年(許)

田中吉十郎

〔名〕・〔控〕・〔由〕

鑄物師中

文政一二年六月(許)

天保二年二月(許)

嘉永六年八月(許)

嘉永五年二月(許)

文久二年八月(許)

飾東郡姫路野里威徳寺町

田中五郎右衛門

鑄田惣左衛門

享保八年二月(許)

寛延四年七月(許)

田中善大夫

宝曆七年七月(許)

飾東郡西中島村

小野七左衛門 [名]・[姓]・[控]・[由]

享保一六年三月(許)○

享保一九年六月(許)○

明和二年一二月(許)

安永九年六月(許)・(天正座法)

天明三年七月(許)

文化三年四月(許)

文化一二年二月(許)

天保一一年四月(許)

嘉永五年八月(許)

飾東郡姫路京口

小野吉兵衛

享保一六年三月(許)

小野万助

享保一六年三月(許)

小野六大夫 [牒]

享保三年一二月(許)○

享保一九年六月(許)

宝曆四年六月(許)

明和二年一〇月(許)

明和七年七月(許)

明和九年五月(許)○

天明四年一二月(許)

小野与兵衛

享保一九年六月(許)

小野市太夫

小野忠七 [牒]

明和二年一〇月(許)

明和七年七月(許)

赤穂郡高田中野村

中村理助

享保九年六月(許)

享保一九年六月(許)

天明五年正月(許)

中村与兵衛 [牒]

天文二年(口宣案)

延宝元年(口宣案・近江大掾)

享保九年六月(許)

享保一九年六月(許)

中村彦右衛門

宝曆七年五月(許)

天明五年正月(許)

中村弥右衛門 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

宝曆七年五月(許)

明和七年一〇月(許)

天明五年正月(許)

慶応二年四月(許)

中村徳兵衛

〔名〕・〔牒〕

寛延三年九月(許)

宝曆七年五月(許)

明和七年一〇月(許)

文化八年五月(許)

中村与右衛門

明和八年三月(許)

中村久兵衛

宝曆七年五月(許)

中村儀兵衛

〔名〕

中村与惣右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕

中井甚右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

明和六年四月(許)

明和八年三月(許) ○・(定書)

天明五年正月(許) ○・(仁安二年牒)

天明六年四月(許)

文化八年五月(許)

文政一二年八月(許)

慶応二年四月(許)

中井幸右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

天文二年(口宣案)

延宝六年三月(口宣案・藤原行大近江大掾)

享保一九年六月(許)

宝曆七年五月(許) ○

明和七年一〇月(許) ○

天明五年正月(許)

文化八年五月(許)・(仁安二年牒)

慶応二年四月(許)

中井重右衛門

文政一二年一〇月(許)

鑄物師中

宝曆七年五月(許)

天明五年正月(座法) ○

寛政九年三月(定書) ○・(申渡) ○

赤穂郡高田休治村

中村与三右衛門

〔名〕・〔由〕

明和五年正月(許)

明和八年三月(許) ○・(定)

天明五年正月(許)

文化八年五月(許)・(仁安二年牒)

文政二二年一〇月(許)

赤穂郡加里屋町

大島栄左衛門 [名]・[控]

文政二二年一〇月(許)

大島秀助 [由]

文久四年二月(許)・(天福元年牒)

宍粟郡柏野庄金屋村

長谷川五郎兵衛 [名]・[姓]・[牒]

仁安二年牒本紙

享保二二年(許)

享保二〇年四月(許)

宝曆七年一〇月(許)

明和八年一月(許)

安永一〇年二月(許)

天明三年三月(許)・(大)

寛政五年四月(天福元年牒)

文政二二年三月(許)

長谷川孫兵衛 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

天福元年一月牒写

享保二二年(許)

明和八年一月(許)

安永一〇年二月(許)

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

天明三年三月(許)・(大)

文政二二年三月(許)

宍粟郡段村

松井太郎大夫 [名]・[控]・[由]

天保一一年一〇月(許)・(座法)〇

万延元年一〇月(許)

慶応二年三月(仁安二年牒)

佐用郡平福村

瓜生原清太郎

仁安二年牒

享保二二年五月(許)

享保一九年四月(許)

瓜生原伝右衛門

享保二二年五月(許)

享保一九年四月(許)

瓜生原清左衛門

仁安二年正月藏人所牒写

仁安二年一月藏人所牒写

建曆三年一月牒

貞応元年八月牒

永和二年五月

永和二年七月

名古屋大学文学部研究論集(史学)

至徳二年四月

建暦二年九月將軍家下文写

享保一二年五月(許)○

享保一九年四月(許)

宝暦四年六月(許)

明和八年三月(許)

寛政一〇年八月(許)○・(座法)○・(申渡)○

安政五年正月(許)

猪狩越中掾

御蔵下知状

多山伊賀守

御蔵下知状

佐用郡三日月

安原与三左衛門

享保一一年二月(許)○

伊与三五郎

享保一一年二月(許)

龜太郎

享保一一年二月(許)

井口勝兵衛

[牒]

明和五年正月(許)○

明石郡西江井村

田中源五郎

[名]・[控]・[牒]

嘉永七年二月(許)

明石郡大窪村

政井庄右衛門

[名]

天福元年一月牒

寛永六年三月(口宣案・藤原家政対馬少目)

万治二年九月(口宣案・伊予目)

万治二年(大工許状)

享保九年閏四月(許)○・(呼名許状)○

宝暦四年三月(許)

天明三年五月(許)

寛政五年(許)

寛政六年三月(天福元年牒)

文化三年八月(許)・(大)

文化一五年二月(許)・(大)

文政一二年四月(許)・(座法)○

文政一四年四月(許)

政井九郎右衛門

[名]・[姓]

寛政五年五月(許)・(大)

寛政六年三月(天福元年牒)

文化一五年二月(大)

明石郡堅田村

正井平兵衛

享保九年閏九月(藏人所牒)

享保一八年一月(許)○

正井四郎兵衛

享保九年閏九月(藏人所牒)

享保一八年一月(許)

正井小兵衛

享保九年閏九月(藏人所牒)

享保一八年一月(許)

正井伊予

寛文五年正月(久忠判物)

近藤伊兵衛

享保一八年一月(許)

政井徳右衛門

真継久直旧書

享保九年閏九月(藏人所牒)

宝曆四年三月(許)

天明三年五月(許)

明石郡小神村

竹中出雲目

真継康利折紙

年末詳九月三日(久忠許状)

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

享保一七年六月(許)

享保一八年一月(許)

享保二〇年四月(許)

宝曆四年二月(許)

竹中鉄五郎

仁安二年一月牒本紙

御蔵下知状

真継久直旧書

享保六年五月(呼名許状・藤原兼重出雲目)

寛政八年三月(許)・(大)

竹中長左衛門

慶応元年七月(許)・(大)・(大)

竹中儀右衛門

明和八年六月(許)・(大)

明和八年一月(許)

天明三年五月(許)・(大)

竹中助左衛門

寛政四年三月(許)○

寛政四年六月(座法)○

竹中市兵衛

寛政四年三月(許)

寛政四年六月(許)

竹中伝十郎 [姓]

寛政四年三月(許)

寛政四年六月(許)

竹中茂左衛門 [牒]

竹中五兵衛 [牒]

竹中清太夫 [牒]

美濃郡安場村

黒田三郎右衛門 [姓]

矩弘許状

宝曆四年後二月(許)

宝曆一四年正月(曆応五年牒)

明和七年八月(許)

天明三年八月(許)・(大)

黒田弥兵衛 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

宝曆四年後二月(許)

宝曆一四年正月(曆応五年牒)

明和七年八月(許)

文政五年正月(許)・(天福元年牒)

文政一二年二月(許)

黒田忠次郎 [名]・[姓]・[控]・[牒]・[由]

宝曆四年後二月(許)

宝曆一四年正月(曆応五年牒)

明和七年八月(許)

天明三年八月(許)

文化六年二月(許)

文政一二年二月(許)

黒田庄兵衛 [姓]

宝曆四年後二月(許)

宝曆一四年正月(曆応五年牒)

天明三年八月(許)

文政一二年二月(許)

黒田直右衛門 [控]・[由]

天保一三年六月(許)

黒田三右衛門 [牒]

黒田兵五郎

黒田六七郎 [牒]

黒田重治郎 [牒]

吉安六右衛門

享保一四年三月(許) ○

享保一八年一月(許)

享保二〇年一月(許)

吉安三郎右衛門

享保一四年三月(許)

享保一八年一月(許)

享保二〇年一月(許)

美濃郡三木大塚

竹中長右衛門 (由)

明治二年五月(許)

美濃郡上町

石田平九郎

享保一七年閏五月(許)〇

享保一九年二月(許)〇

揖西郡龍野下川原町

高尾長左衛門 (名)

慶応四年一〇月(許)

揖西郡中村

中山九郎兵衛 (名)

仁安二年牒写

御蔵下知状

揖西郡広瀬

左兵衛 (名)

天福元年牒写

御蔵下知状

多可郡茂利村

中山弥兵衛藤原友軌

享保元年一二月(天福元年牒)

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

明石郡畑村

佐野鍬次郎

寛政八年三月(許)

美作国

西条郡津山吹屋町

与右衛門尉

元禄九年二月(許)〇

金原治郎右衛門 (名)・(控)・(由)

文政一一年六月(許)

文政一二年一月(由緒)

安政三年七月(許)

安政三年八月(許)

百濟市郎右衛門 (名)・(控)・(由)

文化九年八月(許)

安政三年二月(許)

安政三年八月(許)

文久三年一〇月(口宣案・藤原助順陸奥大掾)

百濟清次郎 (名)・(控)

安政三年二月(許)

明治三年二月(許)

百濟直次郎 (由)

明治二年三月(許)・(曆応五年牒)

名古屋大学文学部研究論集(史学)

福島八左衛門 (名)・(控)・(由)

嘉永三年二月(許)

安政三年七月(許)

安政三年八月(許)

谷口七郎次 (名)・(控)・(由)

安政三年二月(許)

安政三年八月(許)

谷口次郎左衛門 (名)・(由)

安政三年二月(許)

安政三年八月(許)

谷口恒介 (由)

万延元年七月(許)

谷口裕吉

万延元年七月(許)

吉田河内

仁安二年牒

天福元年牒

御藏下知状

大庭郡上徳山村

馬淵清右衛門

安永九年六月(許)

馬淵経右衛門

大庭郡麻生

馬淵善大夫

御藏下知状

大庭郡台ヶ原

撰津大掾

御藏下知状

備中国

哲多郡井村

仲田忠八

安永四年正月(許)

文化一二年七月(許)・(天福元年牒)

馬淵喜太郎

文政六年二月(許)

馬淵五兵衛

文政六年二月(許)

馬場徳次郎

田原与七郎

天保一四年三月(許)

入江九右衛門

哲多郡井倉村

(富屋) 伝兵衛

寛延三年四月(許)

九左衛門

寛延三年四月〔許〕

哲多郡上市

平松市兵衛

〔牒〕

哲多郡花木村

馬淵武助

〔姓〕・〔牒〕

宝曆二年一月〔許〕

中田忠八

〔姓〕

英賀郡新見

吉田与右衛門

〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔牒〕・〔由〕

仁安二年牒

貞応元年五月牒

元禄四年〔仁安二年牒〕

宝永年中〔許〕

正徳四年六月〔五ヶ国惣代〕○

延享四年二月〔許〕

文化二年五月〔許〕

小田郡失掛村

高草彦左衛門

〔姓〕

宝曆五年正月〔許〕

高草彦四郎

〔名〕・〔牒〕

宝曆五年二月〔許〕

近世真継家配下鑄物師人名録(2)〔笹本〕

高草河内大掾

〔牒〕

宝曆一〇年八月〔仁安二年牒〕・〔口宣案〕

高草伝右衛門〔河内大掾〕〔名〕・〔姓〕・〔控〕・〔由〕

高草晴助

慶応三年八月〔許〕

慶応三年九月〔許〕

高草信太郎

慶応三年八月〔許〕

慶応三年九月〔許〕

高草永左衛門

〔名〕・〔控〕・〔由〕

高草永太郎

慶応三年一月〔許〕

賀陽郡西阿曾村

林芳兵衛

〔由〕

文久元年五月〔許〕

林民右衛門

〔由〕

文久元年五月〔許〕

林友三郎

〔由〕

文久元年五月〔許〕

林幸之助

〔由〕

文久元年五月〔許〕

林定七義泰

〔由〕

名古屋大学文学部研究論集(史学)

文久元年五月(許)

林海助

文久元年五月(許)

林常光

(由)

上房郡松山城下鍛冶丁

入江清左衛門

宝曆四年七月(許) ○・(定書) ○

備後国

御調郡三原東町

吉井徳右衛門

(名)・(姓)・(控)・(由)

文化七年六月(許)

文政一一年三月(許)

万延二年二月(許)

吉井善七郎

御蔵下知状

御調郡宇津戸村

丹下甚太郎

(名)・(姓)・(由)

承久下文

建曆下文

文化四年九月(許)

丹下利右衛門

(名)・(控)・(由)

文政四年六月(許)

万延二年二月(許)

丹下顕三郎

万延二年二月(許)

丹下九兵衛

(由)

慶応三年五月(許)

御調郡尾道

金屋辰次郎

天明四年八月(許)

深津郡吉田村

山口長蔵

(名)・(控)・(由)

万延二年二月(許)

万延二年三月(由緒)

三次郡三次町

安延啓一郎

(由)

文久三年八月(許)

三次郡東入君村

影山庫太郎

(由)

明治二年四月(許)

奴可郡東城町

林甚七郎

(由)

慶応三年九月(許)

林岩次郎

(由)

慶応三年九月(許)

奴可郡川原村

織田仲右衛門 [由]

慶応三年九月(許)

沼隈郡鞆津

金屋彦右衛門

天明四年八月(許)

天明八年六月(許) ○

金屋金三郎

天明八年六月(許)

安芸国

安芸郡海田船越村

植木源兵衛

[控]・[由]

曆応五年牒本紙

御蔵下知状

享保二年(許)

享保二年七月(建曆三年牒) ○

享保二〇年六月(許)

安永一〇年二月(許)

安政五年二月(芸備両国筆頭役任命書)

万延二年二月(許)

植木孫兵衛

[名]・[姓]

近世真継家配下鋳物師人名録(2)(笹本)

植木木工之助

高宮郡可部町

三宅惣左衛門 [名]・[控]・[由]

安政五年二月(許)

賀茂郡白市村

伊原惣十郎

[名]・[控]・[由]

天保五年五月(許)

安政五年二月(許)

佐伯郡二十日市

山田与右衛門尉家友 [由]

御蔵下知状

周防国

古敷郡小郡柳井田

武波平兵衛

[名]・[控]・[由]

曆応五年四月牒

御蔵下知状

天明五年七月(許) ○・(仁安二年牒) ○・(防長両国筆頭

役任命書) ○・(座法) ○

武波平蔵

[姓]

都濃郡徳山

茂平

[由]

文久三年三月(許)

長門国

府中

守永四郎右衛門 (由)

守永五郎左衛門 (由)

繪旨写

御蔵下知状

阿武郡須佐浦

見明太郎左衛門 (姓)・(由)

天福元年牒

享保一五年八月(許)

門屋新左衛門 (由)

伊藤右近

紀伊国

牟婁郡田辺本町

多屋平太夫 (名)・(控)・(牒)・(由)

文政一三年一〇月(許)

安政三年八月(許)

多屋平次

文政四年一月(許)

牟婁郡新宮成川村

山口佐治右衛門 (名)

天保一三年八月(許)

須川忠右衛門 (控)・(由)

天保一三年八月(許)

安政三年八月(許)

須川喜七郎

元治二年三月(曆応五年牒)

日高郡南部吉田村

高田平九郎

文化一四年七月(許)

淡路国

津名郡下物部村

黒田吉左衛門 (名)・(姓)・(由)

御蔵源太夫旧書

寛文一一年三月(右京康利下知状)

寛延四年六月(許)

宝曆二年二月(許)

宝曆五年二月(許)

寛政三年正月(許)・(仁安二年牒)

文政一〇年八月(許)

三原郡金屋村

松岡五兵衛 (名)・(控)・(由)

文政五年六月(許)

天保五年六月(許)

三原郡城下

竹原徳右衛門 [姓]

阿波国

名東郡徳島内船場町

板東忠右衛門 [名]・[控]・[由]

天保一二年六月(許)

安政三年八月(許)

名西郡高瀬村

板東六右衛門 [名]・[姓]

安永四年七月(許)○

板東丈兵衛 [名]・[控]・[由]

嘉永三年正月(許)

嘉永三年五月(許)

武知只六 [名]・[控]・[由]

嘉永三年正月(許)

安政三年一二月(許)

板野郡斎田村

金谷重吉

文化八年八月(許)

讃岐国

豊田郡辻村

原清蔵 [名]・[控]・[由]

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

嘉永三年八月(許)

嘉永四年八月(許)

安政六年四月(許)

安政六年七月(許)

原権七 [名]・[控]・[由]

嘉永四年八月(許)

安政六年七月(許)

原宇右衛門 [名]・[控]・[由]

嘉永四年八月(許)・(座法)

安政六年七月(許)

原武兵衛 [名]・[控]・[由]

嘉永四年八月(許)

安政六年七月(許)

原彦助 [名]・[控]

嘉永四年八月(許)

原右衛門

安政六年七月(許)

原清之進

安政六年一二月(許)

原嘉兵衛 [由]

万延元年五月(許)

原孫右衛門 [由]

鑄物師中

嘉永四年八月(天福元年牒)

豊田郡和田村

山内源右衛門

[名]・[控]・[由]

嘉永四年一月(許)

安政三年八月(許)

鵜足郡土居村

多岡五左衛門

[由]

安政六年七月(許)

明治七年二月(許)

那珂郡小松庄松尾村

杉田原兵衛

弘化五年二月(許)

杉田季兵衛

[控]・[由]

那珂郡愛宕町

杉田利兵衛

[名]

文化一三年一月(許)

安政四年五月(許)

伊予国

温泉郡松山木屋町

中田彦兵衛

[名]・[控]・[由]

天保一〇年七月(許)

明治二年六月(許)

宇麻郡三島

惣吉

[由]

万延元年六月(許)

伊予郡大洲若宮村

谷田高三郎

慶応三年七月(許)

宮内高三郎

[由]

筑前国

筑紫郡大宰府

斎藤右衛門尉藤原安秀 [姓]

平井大炊介尉藤原秀光 [姓]

天文一二年三月一六日後奈良天皇繪旨案

天文一八年三月一八日大内氏奉行人連署状

天文一八年三月真継宗弘年貢催促状

年未詳四月一九日真継久直書下

西受所藤右衛門尉藤原綱武 [姓]

釜屋藤右衛門

[姓]

釜屋藤左衛門

[姓]

筑紫郡博多

釜屋金右衛門

[姓]

釜屋平右衛門

[姓]

筑紫郡冲浜

釜屋金右衛門

〔姓〕

釜屋助治郎

〔姓〕

遠賀郡芦屋津

太田民部藤原政次

〔姓〕

太田隠岐藤原正則

〔姓〕

釜屋仁右衛門

〔姓〕

釜屋仁七郎

〔姓〕

釜屋半七郎

〔姓〕

釜屋半太郎

〔姓〕

太田郷左衛門

〔由〕

天福元年牒

下知状

宝徳元年八月下知状藏人所川納安信

国府太宰府

東藤右衛門

仁安二年牒

下知状

藏人所古書

頼朝判物

守護黒印

貞和五年六月民部大丞遠弘書

近世真継家配下鑄物師人名録(2) (笹本)

貞心牒

下知状

真継久直下知状

筑後国

三猪郡榎津町

中村勘兵衛

〔名〕・〔控〕・〔由〕

天正中旧書(河内において受ける)

文政五年五月(許)

中村亀三郎

明治二年四月(許)

豊前国

宇佐郡川部村

久保田藤三郎

〔名〕・〔控〕・〔由〕

文化三年正月(許)

京都郡小倉キクノク之内

間武三郎右衛門

〔由〕

貞心牒

御蔵下知状

国東郡玉津

河野玄蕃允

〔由〕

御蔵下知状

河野内蔵允

肥前国

松浦郡田代

平井孫治郎

藤川太郎右衛門

仁安二年牒

御藏下知状

(由)

(由)

おわりに

本稿では真継家文書や村内政雄氏の紹介された「由緒鑄物師人名録」などを基にして、近世に真継家の配下となっていた鑄物師の居住地と人名、および彼等が真継家から得た文書の種類を整理してきた。その結果(1)表のように五六国の三八〇ヶ所に住む、一、四七七人の鑄物師の名前を採録することができた。この人数はこれまでに紹介された「諸国鑄物師名寄記」に記された人数が五二八人、「姓名記」が二四一人、「諸国鑄物師控帳」が五二八人、「真継家名寄牒写」が三一人、「由緒鑄物師人名録」が六四四人であったことと比べると、一挙に倍以上の鑄物師の名前が確認できたことになる。またこれまでは知られていなかった鑄物師居住地もいくつか追加することができた。そうした意味では、本稿を今後鑄物師の居住地や名前を追求するに際しての手引とすることができよう。

以下この人名録を作成する中で気がついた点などについて触れることとで、おわりにかえたい。

(1)表のように真継家配下の鑄物師が居住する国では、国内に平均して六・八ヶ所の居住地域があり、一ヶ所に平均三・九人の鑄物師、したがって一国では平均二六・四人の鑄物師が住んでいたことになる(以上は近世を通じてのべ人数で)。このうち一國に五〇人以上の人数があったのは、摂津、近江、下野、越中、越後、播磨の各国で、畿内およびその近国と北陸に真継家配下の鑄物師が多いといえる。ま

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(借本)

(1) 近世真継家配下の鑄物師居住地数と人数

国名	居住地数	人数	一ヶ所平均人数	国名	居住地数	人数	一ヶ所平均人数	国名	居住地数	人数	一ヶ所平均人数
山城	10	18	1.8	近江	19	60	3.2	出雲	2	15	7.5
大和	5	17	3.4	美濃	10	29	2.9	石見	4	11	2.8
河内	7	13	1.9	飛騨	1	1	1.0	播磨	23	92	4.0
和泉	7	13	1.9	信濃	13	27	2.1	美作	4	15	3.8
摂津	27	103	3.8	上野	8	24	3.0	備中	8	28	3.5
伊賀	6	13	2.2	下野	7	60	8.6	備後	9	15	1.7
伊勢	11	39	3.5	陸奥	18	38	2.1	安芸	4	6	1.5
尾張	2	2	1.0	出羽	7	10	1.4	周防	2	3	1.5
三河	5	15	3.0	若狭	1	37	37.0	長門	2	5	2.5
遠江	1	1	1.0	越前	8	33	4.1	紀伊	3	6	2.0
駿河	1	2	2.0	加賀	11	27	2.5	淡路	3	3	1.0
甲斐	2	11	5.5	能登	1	40	40.0	阿波	3	5	1.7
伊豆	2	3	1.5	越中	11	142	12.9	讃岐	5	14	2.8
相模	3	9	3.0	越後	10	125	12.5	伊予	3	4	1.3
武蔵	12	48	4.0	丹波	12	97	8.1	筑前	5	17	3.4
安房	2	2	1.0	丹後	12	48	4.0	筑後	1	2	2.0
上総	5	8	1.6	但馬	19	49	2.6	豊前	3	4	1.3
下総	1	1	1.0	因幡	4	25	6.3	肥前	1	2	2.0
常陸	3	11	3.7	伯耆	11	29	2.6	総計	56	380	1.477

た一つの居住地に平均五人以上が住んだ国は、甲斐、下野、若狭、能登、越中、越後、丹波、因幡、出雲で、概して日本海沿岸の国々には一つの居住地に多人数の鑄物師が住んでいた。その代表的な地域としては、二九名の武蔵国川口宿、四九名の下野国佐野天明、三七名の若狭国遠

敷郡金屋村、四〇名の能登国中居村、八三名の越中国高岡、二八名の同国富山上金屋、九四名の越後国大窪村などをあげることができる。逆にほとんど鑄物師が居住していない地域として、四国と九州南部があり東北も多くない。こうした鑄物師の偏在性や一つの居住地の人数の大小が何に由来するかは大きな問題であり、今後解明していかねばならないと思う。

鑄物師職許状などの配布状況からすると、真継家の鑄物師支配は九州、京都、尾張、江戸などで弱いようである。このうち九州の鑄物師に対しては本稿でも明らかなように、戦国時代までは新見家や真継家によって支配のための働きかけがなされていた。しかし近世には九州の鑄物師達はほとんど真継家の支配を離れ、独自の組織をつくっていったものと推定されている。⁽²⁾ 京都や尾張の鑄物師も古くは蔵人所の管轄に入っていて、戦国時代までは真継家と連絡をとっていたが、近世には真継家の配下ではなくなった。また江戸の鑄物師は幕府の創設に伴って呼び寄せられた者が多く、ほとんどが幕府の支配を受けていた。このように江戸幕府と関係の深い地域の鑄物師達がことごとく真継家の配下を離れたり、離れようとしていたことからすると、江戸幕府は真継家の全国鑄物師支配を積極的には支持しておらず、むしろ幕府自身で鑄物師を支配しようとしていたものと思われる。そこで安永五(一七七六)年の量弘の訴えに対し、江戸、京都三條釜座、遠州、奥州会津、大坂などの鑄物師達が、自分達は真継家の配下ではないと主張したのであろう。⁽³⁾

ところで、この人名録の特徴の一つは真継家が配布した文書を中心にして、各鑄物師の家が伝える文書の書かれた年代とその種類をまとめたところにある。この結果からすると、鑄物師の所持する文書の種類や発給年代に時代の特徴があらわれており、鑄物師支配の時期を大きく四つに分けることができる。一つは室町時代以前で、蔵人所牒や將軍家下文などが出ていた時期である。しかし現存する文書の多くは偽文書と考えられ、文書も近世になってから配布された可能性が強い。二つは戦国時代から近世初期にかけての時期で、新見家をついだ真継久直とその孫とされる康綱が各地の鑄物師を支配に組み込もうとして出した文書が多い。三つは近世の前期にあたり、真継家では康利、親賢、久忠、玄以の四代の時期であるが、この間には数点の年貢催促状などが知られるだけで文書の残存量が少ない。四つは近世の中期と後期にあたり、真継家では珍弘、矩弘、親弘、量弘、康寧、則能、能弘の七代の間で、鑄物師職許状や大工職許状など一般に知られている真継家の鑄物師支配のための文書が出された時期である。

最後にこの時期区分に従って、各時期の概略と本稿から浮かびあがった問題点などについて触れておきたい。なお紫田一雄氏は『史学雑誌』一九八一年の歴史学界―回顧と展望―の中で、拙稿「中世・近世の美濃鑄物師」⁽⁴⁾、「三河牛久保の鑄物師と真継家」⁽⁵⁾と小原昭二氏の論文「近世における真継家の鑄物師統制について」⁽⁶⁾に触れ、私は真継家の鑄物師支配が近世中期以降強くなったとしているのに対し、小原氏が「近世中期以降急速に鑄物師の真継離れが進行していた」と全く

反対の見解であるのをみて、「両者の間には真継家の鑄物師統制について考え方に違いがあるように思われるが、これは単に分析視角の違いによるものであるか」と指摘されておられる。そこでとりあえず、人名録にあらわれた旧書などをもとに時期区分を述べる中で、私の立場を少し補足説明しておきたい。

一期の蔵人所による鑄物師支配については、網野善彦⁽⁷⁾氏、河音能平⁽⁸⁾氏、仲村研氏⁽⁹⁾などによって研究がされていることであり、本稿は近世の真継家配下の鑄物師名を整理したものであるので、ここでは触れないことにする。

二期はだいたい久直が後奈良天皇から新見有弘の跡職相統を認められた天文十二(一五四一)年から、康綱の死去する寛永元(一六二四)年までである。久直の相統および久直、康綱による鑄物師支配については、網野氏の研究⁽¹⁰⁾があるので、その概略については氏の論文を参照していただきたい。この時期に真継家が出した文書を鑄物師がどのように伝えるかを示したのが(2)表である。表のように各地の鑄物師が持ち伝える久直、康綱の文書は少ない。しかし名古屋大学文学部が所蔵する真継家文書⁽¹¹⁾で明らかのように、兩人による鑄物師支配のための活動は盛んに行われ、特に戦国大名に対しては相当の働きかけがなされたことは間違いない。

ところでこの時期の残存文書および過去にあったとされる旧書で注目されるのは、四点の宗弘文書である。宗弘は「地下家伝」⁽¹²⁾などによると、久直の子で康綱の父にあたるが早世したという。これまで彼の

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

(2) 各地に残る戦国時代から近世前期にかけての真継家発給文書

文書種類 年代	御蔵判物	宗弘判物	久直判物	康綱判物	康利判物	源太夫判物	玄以判物	久忠判物	真継家発給文書	口宣案・受領名	女房奉書	旧書写類	その他
1530~1549	1	3								4		4	
1550~1569		1	1						2	2		1	
1570~1589			1							3	3		2
1590~1609				2					9	9	1	1	4
1610~1629				2	1	1			1	5			3
1630~1649							1		2	1			
1650~1669								2	1	3			
1670~1788					1						4		
年代不明	56		4	4	2	1		1					
計	57	4	6	8	4	2	1	3	15	31	4	6	9

出した文書としては、天正四(一五七六)年付の「鑄物師職座法之掟」⁽¹³⁾が有名であり、小原氏の論文の問題設定も「なぜ真継家が鑄物師統制の基本法である天正四年の『鑄物師職座法之掟』を、近世後期にいたるも維持しえたのであろうか」という点におかれている。しかし私は宗弘が久直の子であり、天正の座法を作ったということに疑問をいだいている。本稿でとりあげた宗弘文書の一つは、石見国邑智郡市山村

の山根家に伝わったとされる天文九(一五四〇)年付の旧書で、他は近江国八日市金屋村の七郎左衛門に裏菊紋を許可した天文二十三(一五五四)年九月二十七日付の判物である。⁽¹³⁾またこの他に宗弘の天文十八(一五四九)年三月付の年貢催促状が福岡県筑紫野市の平井文書と山口県下関市の安尾文書中に残っている。⁽¹⁴⁾ちなみに彼の官途は天文十八年には御倉民部少丞、天文二十三年で御倉民部丞となっている。さて、新見有弘は天文五(一五三六)年に跡職を忠弘に譲与したが悔返し、忠弘は天文八年にこれを久直に譲った。この譲与は天文十二年に後奈良天皇によって認められたが、その後忠弘の甥富弘がこれに反対して訴訟を起こした。結局この争論は天文十五年に至って久直が勝訴し、以後彼は鑄物師支配のために奔走するのである。四点の宗弘文書はまさしくこの忠弘から久直へという相続の混乱期に出ている。そして四点の文書の年記の間には十三年に隔たりがあり、座法の作られたとされる天文四年と天文二十三年との間には、実に二十二年もの期間がある。系図によると康綱は天文二十一年の生まれだとされるので、仮に宗弘が康綱の父で天文四年の座法を制定したとするなら、彼は父となつてからでも二十四年は生きていたことになり、系譜などに見られるように早世したなどとはできない。また天正の座法では宗弘を石見守としているが、これは天文年中の彼の官途と大きな相違があるにもかかわらず、系譜などには何の説明も見られない。久直と康綱の文書は真継家文書中にも、また各地にも相当点数残っているのに、宗弘の文書は真継家文書中には一点のみみられず、在地でも座法を制

定した程の人物であるとするとは異常に少なく、特に天文二十三年以後は天正の座法に突然姿を見せるだけである。加えて新見家の通字であった「弘」を名前に用いているのは、宗弘を別とすると久直以降は珍弘に至るまで例がなく、宗弘の名前はいかにも不自然である。こうした諸点からすると、宗弘は久直の子で康綱の父といった人物ではなく、むしろ久直が新見家を相続した時期に新見家側で実際に鑄物師支配にあつていた者ではないかと考えられる。真継久直が新見家を相続した理由の一つには同家の鑄物師支配による収益があつたと思われる。とするならば新見家の鑄物師支配は何らかの形で続いていた筈であり、宗弘がその役割を負つていたと考えて大過ないであろう。そしてその支配は文書の残存状況から主として中国、九州北部においてなされていたようである。久直が最初に支配のための活動を大内氏領国ではじめたのは、宗弘の活動を前提にしてその支配組織を吸収しようとしたことを示している。このような諸点からすると、真継家としては宗弘の名を抹消しなかったのであろうが、事実問題としてこれはできることではなかったため、近世になつてから久直の子、康綱の父として宗弘を系譜の中にとりこんだものと考えられる。宗弘の文書が目下四点しか知られておらず天文二十三年以後は出ていないこと、天正四年には真継家の鑄物師支配もある程度軌道にのりつつあつたことからすると、新見氏系統の宗弘は天正四年段階では既にそれ程の活動ができるような状態ではなかつた筈であり、彼がこの時期に天正の座法なるものを制定したとは考え難い。内容的に天正の座法をみても文章など

あまりに整備されすぎており、むしろ近世の座法をそのまま漢文化して古く權威のあるものにみせただけの感じが強い。また宗弘が真継家の人物なら真継家文書中に、この頃の写しあるいは原本で天正の座法が残っていてもいい筈であるが、これについては近世中期をさかのぼる書体や紙質のものがない。後掲(3)表からすると、天正の座法の配布の方が近世の普通の鑄物師職座法配布より遅れてなされた可能性がある。こういった点をも考えると、天正の座法は近世になってから真継家が鑄物師支配をするために宗弘に仮託して作った偽文書の可能性が大きいといえる。それ故この座法をもって近世前期の真継家の鑄物師支配の典型を見ようとするような視点には賛成できない。

三期は康綱の死んだ寛永元年以後、珍弘が活動を始める元禄元(一六八七)年までである。(2)表のようなこの時期の文書の少なさは、現存の真継家文書からも修正することはできず、実際に真継家が鑄物師を支配するための文書を出していなかったものと考えざるを得ない。

これまで真継家の鑄物師支配については、中川弘泰氏が「江戸時代に入ると、家康公の支配許可を背景にしてしだいに勢力を強め、江戸中期迄が、最盛期であつたらうと思われ¹⁵⁾」などと述べているように、近世前期、中期までが最盛期だとされており、小原氏もこの通説にのっているわけであるが、この時期に真継家発給文書が少ないことは、こうした説に疑問をいだかせる。また康利の息子とされる親賢が、「當家相統暫而後侯青蓮院尊純法親王谷是也¹⁶⁾」と他家を相続し、「元河越源重忠男」の久忠が真継家を継いだことも異常である。仮に通説のよ

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

うにこの時期が真継家の鑄物師支配の最盛期であるなら、鑄物師支配による利益をそのままにして親賢が他家へ行く必要はなかった筈である。久忠が久直のように鑄物師支配の実権を握り、利益を求めようとして真継家を相続したのなら久忠の代になってから活動が盛んになつてもよいのであるが、そうした徴候も見られない。さらにこの時期に支配が本當にうまくいっていたのなら、珍弘の代になってから鑄物師職許状などの文書を配布するという新たな支配方式をとる必要はなかったであろう。たしかに、小原氏や中川氏の紹介する真継家文書の「出入覚」にみられるように、この時期においても鑄物師達は争論があるとその都度真継家と連絡をとって仲裁や裁許を求めている。しかし、この場合には旧来の鑄物師が新鑄物師を訴え出るとか、市場争論などで古くからの権利を持っていた鑄物師が自分の権利を守ろうとして真継家に連絡してくるのであつて、真継家の支配が恒常的に維持されていたというより、むしろ偶発的な出来事に触発された鑄物師が、真継家なら古くからの由緒や権利を確認してくれ、争論で自分達を有利に導いてくれるであろうということを期待して連絡をとつたのである。その様子は三河牛久保の鑄物師の場合にはつきりあらわれている。彼等は争論を有利にするために真継家と連絡をとり、真継家の力添えもあつて勝訴したが、真継家から年貢を求められると連絡を断つている。これに対して真継家は何の制裁措置もとれなかった¹⁷⁾。このことからこの時期が真継家の鑄物師支配の最盛期であつたとは考え難い。さらにこの時期に真継家が出した文書の多くは年貢催状であるが、

各鑄物師達は地域の領主に年貢を納めており、彼等にほとんど現実の利益をもたらすことのない真継家に対して、由緒だけが根拠で年貢を納めることはなかったものと思う。また二期の文書が各鑄物師の間に残っていないということは、久直、康綱は必ずしも各地の鑄物師と直接的なつながりを持ちえたわけではないことを示し、彼等の意図した蔵人所御蔵小舎人であることを前提に、真継家が鑄物師から年貢を納めさせるという中世的な支配が、実際にはあまり成功しなかったことを意味していると考ええる。それ故に康綱の支配をひきついでから四代にわたって、真継家では鑄物師から直接年貢をとることができず、時々鑄物師達が持ち込む争論の調停などを通じて、かろうじて彼等と連絡をとり続けていたにすぎなかったのではなからうか。

四期は珍弘が最初に鑄物師に対して文書を発給した元禄元(一六八九)年から、能弘が最後の許状を出した明治七(一八七四)年までの期間で、この間に真継家が出した文書は(3)表のごとく極めて多量である。(2)表とこの表とを比較してみれば、珍弘の代に至って真継家の鑄物師支配の方式が大きく転換したことが明らかである。珍弘は寛文十二(一六七二)年に岡三左衛門則盛の次男として生まれ、玄以に子供がなかったので貞享元(一六八四)年に養子になったという。彼は久直以来用いられることなかった新見家の通字である「弘」を名前に使い、以後「弘」の字が真継家でも通字となった。このことからして珍弘は最初から鑄物師支配の再編成を意図して真継家を相続したものと考えられる。彼は元禄元年に二点の鑄物師職許状を出したがしばらく

(3) 近世中期以降の真継家配布文書

文書の種類	鑄物師職許状	大工職許状	呼名許状	天正座法	座法	申定	由緒書	仁安牒	天福牒	暦応牒	その他
高木家 当主名 (許状発給期)											
弘 (貞享5~享保18)	159 (計207)	2	16	0	0	1	0	6	3	2	18
弘 (享保18~宝暦2)	224 (249)	3	6	0	2	2	0	3	3	4	2
弘 (宝暦4~明和6)	166 (191)	5	0	1	1	7	2	1	1	4	3
弘 (明和6~天明2)	206 (248)	9	0	2	1	5	4	9	5	1	6
寧 (天明3~文政10)	602 (910)	67	1	2	61	5	13	3	39	52	35
能 (文政11~嘉永3)	308 (333)	0	0	0	15	0	0	1	0	1	4
弘 (嘉永4~明治7)	616 (695)	2	0	0	19	0	2	6	5	14	26
計	2,281	88	23	5	99	20	21	10	63	79	94

く中断し、正徳四(一七一四)年に至って四〇点の許状を配布して、以後は連続してこれを配るようになった。この鑄物師職許状や大工職許状などの発給に際しては礼銭を取ることとして、鑄物師あるいは真継家の当主の、代替わりごとにこれを書きかえ収入を得た。このように珍

弘の鑄物師支配は、それまでの年貢の徴収を目的とするものから、許状などの文書発給を通して鑄物師の由緒を確認し、鑄物師の旧来の特権や市場を公認することで、鑄物師から礼錢をとって利益をあげるという形へと変えたものといえる。これは三期においてみられたような、旧来の鑄物師が争論の都度に真継家へ調停を求めたり、自己の市場を確認してくれるようになどという彼等の要求に答えるものであり、真継家としても許状などの書き替えによって確実に収益があがった。こうして珍弘の出現によって許状や座法などの文書を利用して真継家が鑄物師を支配するという、近世の典型的な鑄物師支配体制ができあがったのである。そしてこの方式による鑄物師支配が、珍弘、矩弘、親弘と続いてある程度安定してきたところで、量弘は安永五（一七七六）年に、「先祖より諸国鑄物師職支配仕、許状差遣、職分爲仕候處近代座法致混雜、国々鑄物師共許状をも不請、職分仕候趣二付、只今迄相隨罷在候鑄物師江申付、諸国一統相改、座法之通、真継家代替并国々鑄物師職相統之度々致上京、繼目之許状を請、御即位之節も致上京、恐悦申上、常々年始八朔等之嘉儀、真継家江相勤候様仕度」と、幕府へ全国鑄物師支配の協力を願った。量弘の主張する鑄物師は許状を受けて鑄物業をするという形態は、前記のように珍弘以後のことであって、事実は彼の主張とは異なって彼の代に至ってやっと支配の形が整ってきたのである。しかし彼としてはあくまでもこの支配方式が古来のものであると述べることで幕府を納得させ、幕府の力を背景にしてより広い支配を目ざそうとしてこのような願書を提出したのであ

近世真継家配下鑄物師人名録(2)(笹本)

る。ところが中川氏も小原氏も、「真継家の支配力は、『徳川禁令考』によれば、以外に早い時期、すなわち安永年間頃より衰退し始めたようである」⁽¹⁹⁾、あるいは「近世中期以降は急速に鑄物師離れが進行していった」⁽²⁰⁾などと、量弘のこの願書を無批判に受けとってしまった。量弘の願いに対して幕府は、「是迄支配致来候鑄物師共ハ、仕来之通可致支配儀、勿論之事候得共、其余諸国鑄物師共、年久敷右支配不請来もの多有之候處、今更願之通相成候而ハ、差支筋も有之、其上願後之儀ニも有之候二付、右願之趣ハ難被及沙汰事」と判断した。一見すると量弘の主張は完全に退けられたようであるが、前半部分でこれまで真継家が支配してきた鑄物師については仕来りの通りとしており、その意味では一部にしる量弘の主張は幕府に認められたことになる。そしてこのことを前提にして、次の康寧が非常に広域にわたつての活発な鑄物師支配の働きかけをすることになるのである。こうして康寧の時に絶頂期を迎えた許状などの文書を利用しての真継家の鑄物師支配は、能弘の代の明治三（一八七〇）年に一六六の鑄物師職許状が出されてからは、明治七年の一点を例外に以後許状が配布されていないことから、だいたい明治三年をもって幕が閉じられたものといえよう。なお以上の近世の真継家の鑄物師支配の概略については、拙稿「近世の鑄物師と鍛冶」⁽²¹⁾を参照していただきたい。

注

(1) 村内政雄「由緒鑄物師人名録」〔東京国立博物館紀要〕七号、一九六

名古屋大学文学部研究論集(史学)

八年)

- (2) 中川弘泰『近世の鋳物師』(近藤出版社、一九七七年)
- (3) 『徳川禁令考』巻四十五(『徳川禁令考前集第五』二一九頁、創文社)
- (4) 『信濃』第三三巻第九号、一九八一年
- (5) 『日本歴史』第三九五号、一九八一年、なおこの他に、拙稿「甲斐の鋳物師」(『信濃』第三三巻第八号)も参照していただきたい。
- (6) 『地方史研究』第三一巻第六号、一九八一年
- (7) 「中世初期における鋳物師の存在形態」(『名古屋大学日本史論集』上巻、吉川弘文館、一九七五年)・「中世中期における鋳物師の存在形態」(『名古屋大学文学部研究論集』史学第二三二号、一九七三年)
- (8) 「蔵人所の全国鋳物師支配の成立過程―本供御人・廻船鋳物師と土鋳物師―」(『美原の歴史』第一号・一九七五年)
- (9) 「中世の大工、刀工、鋳物師と技術」(『技術の社会史・1』有斐閣、一九七二年)
- (10) 「偽文書について―その成立と効用―」(『書の日本史』第四巻、平凡社、一九七七年)・「鋳物師」(『講座日本の民俗』第五巻、有精堂、一九八〇年)
- (11) 名古屋大学文学部国史研究室編「中世鋳物師史料」(法政大学出版局、一九八二年)
- (12) 正宗敦夫編「地下家伝」
- (13) これについては「近江神崎郡志稿」上巻九七六頁で確認できる。
- (14) 名古屋大学文学部国史研究室編「中世鋳物師史料」
- (15) 注(2)に同じ。
- (16) 注(12)に同じ。
- (17) 拙稿「三河牛久保の鋳物師と真継家」
- (18) 注(3)に同じ。
- (19) 注(2)に同じ。
- (20) 注(6)に同じ。
- (21) 『技術の社会史』第五巻(日本評論社より刊行予定)